

徹底解説！

平成30年度 介護報酬改定の概要と課題

広報誌「アクティブ福祉」で「ここがポイント！次期報酬改定」を連載いただいている淑徳大学 コミュニティ政策学部 鏡 諭 教授に今回の介護報酬改定を徹底解説していただきます。

1. はじめに

2017年5月26日の介護保険法改正法案の可決以降、介護給付費分科会では、2018年度からの介護報酬の改定について審議を重ね、2018年1月26日に新たな介護報酬案を発表しました。今回の改定の議論の過程では、要介護2までを軽度者と位置づけ、訪問介護給付の生活援助等の縮減をすすめる議論がありましたが、結果的には実施が見送られました。あわせて、自立支援介護が大きく取り上げられている中、今回の報酬改定では、リハビリテーションや終末期ケアの加算が目立っています。それは「使う」介護保険から「使わない」介護保険への転換も意味しているのです。

介護報酬改定については、地域包括ケアシステムの推進、質の高い

介護サービスの実現、多様な人材の確保と生産性の向上、介護保険料の上昇の抑制、介護サービスの利用者負担の軽減及び介護事業者の安定的経営の確保等の視点を踏まえて行うこととし、改定率は全体で+0.54%とすることとなりました。

このプラス分は、多くが加算報酬です。基本報酬では大規模の通所介護、介護予防訪問看護では基本サービス費は減算となります。それに対して、介護老人保健施設（退所前訪問指導加算、退所後訪問指導加算、退所時指導加算の包括化）が加算となり、介護医療院（I型とII型の療養病床等からの転換基準の緩和）は、基本サービス費の新設となりました。

2. 改正の主な内容

① 地域包括ケアシステムの推進

中重度の要介護者も含め、どこに住んでいても適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制の整備

【主な事項】

- 医療・介護の役割分担と連携の一層の推進
- 医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設
- ケアマネジメントの質の向上と公正中立性の確保
- 認知症への対応の強化
- 口腔衛生管理の充実と栄養改善の取組の推進
- 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

② 自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

介護保険の理念や目的を踏まえ、安心・安全で、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現

【主な事項】

- リハビリテーションに関する医師の関与の強化
- リハビリテーションにおけるアウトカム評価の拡充
- 外部のリハビリ専門職等との連携の推進を含む訪問介護等の自立支援・重度化防止の推進
- 通所介護における心身機能の維持に係るアウトカム評価の導入
- 損傷の発生予防のための管理や排泄に介護を要する利用者への支援に対する評価の新設
- 身体的拘束等の適正化の推進

③ 多様な人材の確保と生産性の向上

人材の有効活用・機能分化、ロボット技術等を用いた負担軽減、各種基準の緩和を通じた効率化を推進

【主な事項】

- 生活援助の担い手の拡大
- 介護ロボットの活用の促進
- 定期巡回型サービスのオペレーターの専任要件の緩和
- ICTを活用したリハビリテーション会議への参加
- 地域密着型サービスの運営推進会議等の開催方法・開催頻度の見直し

④ 介護サービスの適正化・重点化を通じた制度の安定性・持続可能性の確保

介護サービスの適正化・重点化を図ることにより、制度の安定性・持続可能性を確保

【主な事項】

- 福祉用具貸与の価格の上限設定等
- 集合住宅居住者への訪問介護等に関する減算及び区分支給限度基準額の計算方法の見直し等
- サービス提供内容を踏まえた訪問看護の報酬体系の見直し
- 通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等
- 長時間の通所リハビリの基本報酬の見直し

4. この後の介護制度改革

要介護者の要介護度の改善や重度化防止に対して財政的「インセンティブ」を交付との考え方方が示されました。そのため、国が200億円が評価指標による自治体独自の適正化計画の実施の財源となります。厚労省は評価結果を公表し取り組み状況の見える化を目指していますが、その効果は現在のところ全く未知数です。したがって、この後選定されるモデル自治体の動向を参考に、政策的な調整を行い、2021年度からの第8期計画において、調整交付金活用が可能か否かの道筋をつけていくのが、現実的な対応となると考えます。

このように、2017年末から厚労省を中心に様々な改正を提案していくが、各保険者である自治体における対応は遅い状況です。多くの自

治体では、第7期の介護保険事業計画に改定法案に基づく内容はほとんどが盛り込まれていません。盛り込まれていない内容を後から実施できる環境は、自治体にはないため、改定における対応には、大きな変化を見込める状況にないのが実態となっています。

(参考資料)

- (1) 社会保障審議会介護給付費分科会
「平成30年度介護報酬改定に関する審議報告」平成29年12月18日
- (2) 社会保障審議会介護給付費分科会第150回
「基本報酬（基本サービス費）・加算報酬」平成29年11月8日
- (3) 社会保障審議会介護給付費分科会第152回 資料1
「居宅介護支援の報酬・基準について（案）」

3. 主な個別事業の内容

① 介護医療院の創設

医療と介護の複合的ニーズに対応する介護医療院の創設

現行の「療養機能強化型」と「転換老健」に相当する2つの類型を設けるものです。

床面積要件や、併設の場合の人員基準の緩和、転換した場合の加算など、各種の転換支援・促進策を設けます。介護医療院については、介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（I型）と、老人保健施設相当以上のサービス（II型）の2つのサービスが提供されるよう、人員・設備・運営基準等については以下のとおりとします。

厚労省が提案する「生活援助」の1ヶ月の利用回数の「目安」

（標準ライン）単位：回

生活援助	全 体	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平均利用回数／月	10.6	9.2	11.1	13.2	11.3	9.3
標準偏差	10.6	8.4	10.8	13.9	12.8	10.6
許容(+2SD)回数	32	26	33	42	37	31

社会保障審議会介護給付費分科会（田中滋分科会長）第152回（2017.11.22）

資料1「居宅介護支援の報酬・基準について（案）」を基に筆者が作成

② 通所介護のサービス時間区分の見直し

通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分の見直し等

2時間ごとの設定としている基本報酬を以下のとおり見直す事となりました。基本報酬について、介護事業経営実態調査による収支差率等の実態を踏まえた上で、規模ごとにメリハリをつけて見直すこととしています。

【例】要介護1、7時間以上9時間未満の場合

<現 行>	<改定後>
地域密着型7時間以上9時間未満 735単位／日	7時間以上8時間未満 735単位／日 8時間以上9時間未満 764単位／日
通常規模型7時間以上9時間未満 656単位／日	7時間以上8時間未満 645単位／日 8時間以上9時間未満 656単位／日
大規模型（I）7時間以上9時間未満 645単位／日	7時間以上8時間未満 617単位／日 8時間以上9時間未満 634単位／日
大規模型（II）7時間以上9時間未満 628単位／日	7時間以上8時間未満 595単位／日 8時間以上9時間未満 611単位／日

* 認知症対応型通所介護の基本報酬のサービス提供時間区分についても、通所介護の見直しと同様の見直しを行う。

○ 2時間ごとの設定としている基本報酬について、サービス提供時間の実態を踏まえた上で、1時間ごとの設定に見直す。

○ 基本報酬について、介護事業経営実態調査による収支差率等の実態を踏まえた上で、規模ごとにメリハリをつけて見直す。

【課題】

今回の報酬改定は経済財政諮問会議の「経済・財政再生計画 改革工程表」に沿って、通所介護などの各種の給付の適正化を実施することで、介護報酬をマイナス0.5%程度とし、適正化を実施するとしています。

全体の介護報酬額は+0.54%ですが、通所介護サービス事業者は、地域によっては過当競争状況にあること、さらに、これまでのデイサービスが比較的長時間滞在する形であったものから、短時間でリハビリテーションやアクティビティを行いや、自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の正を促すこととなります。

* 「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として2018年4月に国が定め、10月から施行。

【課題】

統計的に見て通常のケアプランとかけ離れた回数（※）の訪問介護（生活援助中心型）を位置付ける場合には、ケアマネジャーは市町村にケアプランを届け出ることとなります。市町村は地域ケア会議の開催等により、届け出られたケアプランの検証を行い、必要に応じ、ケアマネジャーに対し、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、サービス内容の正を促すこととなります。

* 「全国平均利用回数+2標準偏差」を基準として2018年4月に国が定め、10月から施行。

特に在宅で頑張っている要介護者に対して、訪問回数の制限が課せられる場合に生活が維持できないケースを考えられ、給付の縮減が生活維持の阻害になる恐れがありますので、保険者としての市町村は対応を誤ることがないように注意を払う必要があります。

たしかに、この後省令改正が行われれば、ケアマネジャーは訪問回数が著しく標準よりも多い場合は、市町村にケアプランを届けることになります。しかし、自治体では届けられたケアプランに対する対応をどうするのでしょうか。実は、ケアプランの正を促す権限は自治体ではありませんのです。したがって市町村は、あくまでも行政指導の範囲でしかないのであります。

この場合、仮にケアプランの変更後、要支援者の生活等が維持できなくなつた場合の責任は誰が取るのでしょうか。利用者の不利益になるとことを契約関係にない保険者が指導できるか、実は自治体にも重い課題が課せられているのです。

鏡 諭（かがみ さとし）

淑徳大学コミュニティ政策学部教授。早稲田大学大学院社会科学研究科兼任講師、法政大学大学院公共政策研究科兼任講師、関東学院大学法学部兼任講師。専門は、自治体福祉政策論。1954年山形県出身、1977年所沢市役所入庁、介護福祉課主査、高齢者支援課長、総合政策部政策審議担当参事を歴任後、2009年3月退職。同年4月から現職。